

困難な問題を抱える女性のための SNS 相談業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

|   |  | 質問   | 回答  |
|---|--|--|---|
| 1 | 仕様書<br>1 業務の場所                                 | 相談員が他の者が入りこまない個室として登録した場所で、他の相談員とZOOM等で相互監視しながら相談を実施することで、セキュリティが確保されたとして当団体が許可する場合、当団体が設置する相談室として認められますか。 | 相談内容の秘密の保持や個人情報の保護が可能な場所であれば、相談室と認められます。  |
| 2 | 仕様書<br>2 業務の内容及び方法<br>(3) 対象者<br>(4) 対象となる相談内容 | 小中高生、大学生等からの学校生活に関する相談も、本窓口趣旨の範囲内となりますでしょうか。   | 小中高生、大学生等からの相談も対象となりますが、相談内容に応じ、より適切な支援・相談先がある場合には、それら窓口を案内することを想定しています。                  |
| 3 | 仕様書<br>2 業務の内容及び方法<br>(5) 相談方法                 | SNS (LINE, X, Instagram, Tiktok等)を活用し、相談窓口について知りえた対象者がLINEのアカウントまたは匿名でログインし、相談対応する独自システムを活用することは可能ですか。     | LINE アカウントを利用し、相談内容の秘密の保持や個人情報の保護ができるシステムであれば、可能です。                                       |
| 4 | 仕様書<br>2 業務の内容及び方法<br>(6) 相談体制                 | 配置する相談員について、他自治体の同事業を兼務体制にて、相談対応することは可能ですでしょうか。  | 兼務体制とすることは可能ですが、十分な相談員数を確保し、相談者への回答が滞ることのないよう対応してください。                                    |
| 5 | 制<br>②相談員の配置                                   | 国や地方公共団体が実施する女性や若者・子どもからのSNSを利用した相談対応の経験を十分に有するが、心理カウンセラー資格または心理学専攻ではない者を相談員として登録できますか。                    | 原則として、仕様書に記載のとおり の資格要件です。なお、これによらず、相談対応の経験を十分に有し適切な相談対応ができると貴社が判断した場合には、その旨の提案をすることが可能です。 |
| 6 | 仕様書<br>2 業務の内容及び方法<br>(6) 相談体制<br>⑤相談環境        | 準備する相談回線数、もしくは想定される回線数をご教示ください。  | 必要と思われる回線数を提案ください。  |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 7 | 仕様書<br>2業務の内容及び方法<br>(6) 相談体制<br>⑥業務の広報周知 | 現時点で、広報周知活動および施策に関して具体的に想定されている内容をご教示ください。  | 県が実施する広報については、県の公式ホームページ・SNS等を活用することを想定していますが、詳細は未定です。<br>効果的な広報周知の方法について、提案ください。   |
| 8 | その他                                       | 新規事業の場合、電話相談等の過去の実績で、相談内容別（主訴別）の割合（どのような相談が多かったのか）をご教示ください。<br>併せて年齢別や性別等の割合等解る範囲でご教示ください。継続事業の場合、想定される件数を月別・主訴別でご教示ください。 | とちぎ男女共同参画センター相談ルームで令和4年度に受け付けた相談実績は、以下の通りです。<br>件数 約4,400件（電話、来所計）<br><br>相談内容の主訴<br>人間関係に関すること 24%<br>夫等に関すること 22%<br>親族に関すること 11% 等<br><br>年齢構成<br>20歳代 5.5%、30歳代 6.9%、40歳代 8.5%、50歳代 5.0%、60歳代以上 7.9%、不明 65.8% |
| 9 | その他                                       | 相談窓口開設後、想定している相談件数等があればご教示ください。   | 新規事業のため、具体的な相談件数は想定しておりません。広報等の状況により増減すると思われます。<br>参考までに、令和4年度のとちぎ男女共同参画センターにおける相談件数は、上記8の回答のとおりです。   |